

令和7年度答申第31号
令和7年9月5日

諮問番号 令和7年度諮問第37号（令和7年7月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条3号に規定する被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付の申請（以下「本件交付申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は上記の被爆者に該当しないとして、本件交付申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め等

- （1）被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条3号には、「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつ

た者」が掲げられている。

(2) 被爆者援護法 2 条 1 項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条 3 項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法 1 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとするとして規定している。

(3) 被爆者援護法 2 7 条 1 項本文は、都道府県知事は、被爆者であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっているものに対し、健康管理手当を支給すると規定し、同条 2 項は、前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。

被爆者援護法 2 7 条 1 項本文の規定による委任を受けて、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 3 3 号）5 1 条は、造血機能障害（同条 1 号）及び肝臓機能障害（同条 2 号）に加え、水晶体混濁による視機能障害（同条 8 号）ほか 8 の障害を掲げている。

(4) そして、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関する内閣総理大臣談話」（令和 3 年 7 月 2 7 日閣議決定。以下「本件閣議決定」という。）は、同月 1 4 日の広島高等裁判所における「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟判決について、「政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、8 4 名の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、8 4 名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。」と決定した。

(5) 本件閣議決定を受けて、令和 4 年 3 月 1 8 日付け健発 0 3 1 8 第 8 号厚生労働省健康局長通知「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（以下「本件局長通知」という。）は、本件閣議決定に記載のある「原告」と同じような事情にあったと認められる者（以下「原告と同じような事情の者」という。）に係る被爆者援護法 1 条 3 号の解釈及び運用について、次のア及びイのいずれにも該当する者は、被爆者援護法 1 条 3 号に該当す

ると認めることとすると定めている（本件局長通知の記・第一）。

ア 以下の要件のいずれにも該当する者

（ア）黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること（※１）

（※１）申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱うこと。

（イ）黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が、「原告」と同じような事情にあったことが確認できること。

イ 造血機能障害、肝臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害等の１１種類の障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下「１１種類の障害を伴う疾病」という。）にかかっている者（※２）

（※２）１１種類の障害を伴う疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に１１種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱うこと。

ウ そして、本件局長通知は、上記ア及びイについては、次のとおり確認を行うことと定めている（本件局長通知の記・第二）。

（ア）上記アについては、「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和５１年３月１８日衛企第５号厚生省公衆衛生局企画課長通知）に留意のうえ、

- ・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（「原告」が「黒い雨」に遭ったことを事実認定する前提として同訴訟の第一審判決及び第二審判決で用いられた部分に限る。）
- ・「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認すること。

（イ）上記イについては、健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病の有無の認定における確認方法に準じて確認すること。

なお、診断書は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則様式第１９号に定める診断書（健康管理手当用）を流用して差し支えない。

エ さらに、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同

じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）に係る補足説明」（令和4年3月23日（水）、24日（木）、厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室）は、黒い雨に遭ったことを確認するに当たっての留意点として、上記アの（イ）のうち、黒い雨に遭った場所が原告と同じような事情にあったことの確認方法について、「1 宇田氏、大瀧氏、増田氏による調査・報告等（判決で「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に当該用いられた部分に限る）の裁判資料を基に、黒い雨が降っていた場所が、原告と同じような事情にあったかを確認。」、「2（1に該当しない場合）判決で黒い雨が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（当該用いられた部分に限る）を基に、個々の事情を踏まえて確認。」とし、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料」として、次の四つの資料を挙げている。

（ア）宇田氏による調査・報告

第一審判決資料

- ・ P 2 2 9～2 3 4（注：第3章の第4の「2「黒い雨」降雨域について」の「（1）宇田雨域について」）
- ・ P 3 1 2（注：「別図表1 宇田雨域」）

（イ）増田氏による調査・報告

第一審判決資料

- ・ P 2 3 4～2 3 7（注：第3章の第4の「2「黒い雨」降雨域について」の「（2）増田雨域について」）
- ・ P 3 1 3（注：「別図表2 増田雨域」）

（ウ）大瀧氏による調査・報告

第一審判決資料

- ・ P 2 3 7～2 4 0（注：第3章の第4の「2「黒い雨」降雨域について」の「（3）大瀧雨域について」）
- ・ P 3 1 4（注：「別図表3 大瀧雨域」）

（エ）B

C資料

- ・ 頁a

- ・頁b
- ・頁c

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和5年d月e日生まれで、原子爆弾投下の当時、14歳であった。

(除籍謄本(筆頭者:D))

- (2) 審査請求人は、令和6年7月17日付けで、処分庁に対し、昭和20年8月6日、E地の自宅近くの路上で黒い雨に遭ったと主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付の申請(本件交付申請)をした。審査請求人が被爆者健康手帳交付申請書に添付した令和6年7月16日付けの診断書(健康管理手当用)には、障害の種類は「水晶体混濁による視機能障害」、疾病の名称は「白内障」、水晶体混濁の発生に関し特記すべき事項としては「放射線の影響が考えられる」と記載されていた。

(被爆者健康手帳交付申請書、申述書(黒い雨体験者用)、「Xの被爆者健康手帳交付申請について」(受付番号:f)と題する書面、被爆者健康手帳(黒い雨)の交付申請に係る聴取票、診断書(健康管理手当用))

- (3) 処分庁は、令和6年10月11日付けの通知書により、審査請求人に対し、本件交付申請を却下する処分(本件却下処分)をした。

上記通知書には、却下の理由として、被爆者健康手帳交付申請書等の内容を確認したところ、被爆者援護法1条3号のうち、「原告と同じような事情の者」に該当するとして本件交付申請をしていると判断されるため、上記第1の1の(5)のA及びイのいずれの要件にも該当するか否かについて検討したが、審査請求人が「黒い雨」に遭ったと申述するE地で「黒い雨」が降ったことが確認できる資料は見当たらず、上記第1の1の(5)のAの要件に該当することが確認できず、したがって、被爆者援護法1条3号に定める身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことが確認できないことから、本件交付申請は、被爆者援護法1条に該当しない旨が記載されていた。

(「被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知)」と題する書面)

- (4) 審査請求人は、令和6年10月30日付けで、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和7年5月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問（令和7年度諮問第8号。以下「前回諮問」という。）をした。

(前回諮問に係る諮問書及び諮問説明書)

- (6) 審査庁は、令和7年6月24日、当審査会に対し、前回諮問に係る審査請求事件について、「諮問した内容を改めて精査する必要がある」として、前回諮問を取り下げた。

(「諮問の取下げについて」と題する書面)

- (7) 審査庁は、令和7年7月4日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(本件諮問の諮問書及び諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

原爆が投下された当時、F地の監視所で、昼夜交代で監視員を務めていた。昭和20年8月6日は休みで、親戚のGに頼まれて、H商店街のI商店に配給のタバコを買いに行き、帰り道、友達のJ君と出会い、路上で立ち話をしていたところ、突然ピカッと光り、間もなくしてドーンと大きな音がして、モクモクと真っ黒い雲がK神社の上の山に広がってきた。雷が落ちたかとびっくりして友達と別れ、自宅に帰った。しばらく外に出て様子を見ていたら、ポツポツと黒い雨が降ってきた。びっくりして家に飛び込んだ。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件審査請求については、審査請求人がE地で「黒い雨」に遭ったか否かを判断する必要があるところ、本件局長通知の第二の1において、「黒い雨」に遭ったことについては、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（「原告」が「黒い雨」に遭ったことを事実認定する前提として同訴訟の第一審判決及び第二審判決で用いられた部分に限る。）」等を基に、個々の事情を踏まえて確認することとされている。
- 2 当該判決においては、降雨域を確認するための資料として、①宇田氏らによる調査・報告（※1）、②大瀧氏による調査・報告（※2）及び③増田氏による調査・報告（※3）が用いられているところ、①の宇田氏らによる調査・報告の降雨域は、②の大瀧氏による調査・報告の降雨域及び③の増田氏による調査・報告の降雨域に含まれているため、本件審査請求において確認

が必要なのは、②の大瀧氏による調査・報告及び③の増田氏による調査・報告である。これに加え、E地の当時の状況を示した資料も確認する必要がある。

(※1) 宇田道隆氏らが昭和20年8月から12月までに収集した資料を取りまとめたもの。日本学術会議「L調査報告集」において、「M調査報告」として公表された。

(※2) 大瀧慈氏がアンケート調査結果を統計解析し、N市の「O報告書」において報告した降雨域

(※3) 増田善信氏が住民に対する聞き取り調査等に基づき作成し、「P資料」において報告した降雨域

3 審理員意見書は、「「黒い雨」降雨地域図、増田雨域、B及びQ町誌」を確認し、「請求人が被爆したとされるE地において、黒い雨が降ったことを客観的に確認することはできない」としているところ、この「「黒い雨」降雨地域図」が②の大瀧氏による調査・報告の結果であり、「増田雨域」が③の増田氏による調査・報告の結果であり、「B」及び「Q町誌」がE地の当時の状況を確認できる資料であるため、審理員は、本件局長通知に基づき必要な事実確認を行っている。

4 したがって、本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求を棄却するものである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件においては、審査請求人が「黒い雨」に遭った者として被爆者援護法1条3号に規定する「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かが問題になっているところ、本件局長通知が定める要件(上記第1の1の(5))のうち、11種類の障害を伴う疾病にかかっている者であることについては、審査請求人が水晶体混濁による視機能障害を伴う白内障にかかっていることにつき、処分庁が本件交付申請に係る審査において判定しているので(「Xの被爆者健康手帳交付申請について」(受付番号:f)と題する書面)、審査請求人が、本件局長通知が定める他の要件、すなわち、①黒い雨を浴びた、黒い雨で服

が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること及び②黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が、本件閣議決定に記載のある「原告」と同じような事情にあったことが確認できることのいずれにも該当するか否かが問題となる。

(2) 審査請求人は、原子爆弾投下後に、自宅から外に出て黒い雨に遭ったと主張しているので、審査請求人が黒い雨に遭ったとする場所について検討する。

ア 本件局長通知は、黒い雨に遭った場所等が「「原告」と同じような事情にあったことが確認できること」（上記第1の1の(5)のアの(イ)）の確認方法として、「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知）に留意のうえ、

- ・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（「原告」が「黒い雨」に遭ったことを事実認定する前提として同訴訟の第一審判決及び第二審判決で用いられた部分に限る。）
- ・「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認することと定めている（上記第1の1(5)のウの(ア)）。

そして、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）に係る補足説明（令和4年3月23日（水）、24日（木）、厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室）は、黒い雨に遭ったことを確認するに当たっての留意点として、上記第1の1の(5)のアの(イ)のうち、黒い雨に遭った場所が原告と同じような事情にあったことの確認方法について、「1 宇田氏、大瀧氏、増田氏による調査・報告等（判決で「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に当該用いられた部分に限る）の裁判資料を基に、黒い雨が降っていた場所が、原告と同じような事情にあったかを確認。」、「2（1に該当しない場合）判決で黒い雨が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（当該用いられた部分に限る）を基に、個々の事情を踏まえて確認。」とし、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたこと

について事実認定に用いられた資料」として、上記第1の1の(5)のエの(ア)から(エ)までの四つの資料を挙げている。

イ これを本件についてみると、上記第1の1の(5)のエ(ア)から(ウ)までで挙げられた資料(第一審判決の第3章の第4の「2「黒い雨」降雨域について」の「(1)宇田雨域について」、「(2)増田雨域について」及び「(3)大瀧雨域について」)には、E地に「黒い雨」が降った事実を確認することができる記載は見当たらないし、①第一審判決の「別図表2 増田雨域」及び②平成22年にA都道府県及びN市が作成した「「黒い雨」降雨地域図」(上記第1の1の(5)のエの(イ)及び(ウ)の降雨域を地図上に示したもの。)に審査庁が審査請求人の自宅の位置を表示した資料でも、審査請求人の自宅(現在の住所の表示はR地(被爆者健康手帳交付申請書、申述書(黒い雨体験者用)))周辺に「黒い雨」が降ったことを確認することはできない。

また、上記第1の1の(5)のエの(エ)の「B」では、第2編「各説」の第5章「関連市町村の状況」の第2節「各市町村」で、「第1項 S地」から「第43項 T地」までの43市町村についての記載はあるものの、E地の項は設けられていないので、E地に黒い雨が降ったことを確認することはできないし、合併したE地に関する記述を含む「Q町誌」をみても、「第2編 町域の歴史」の「第4章 近世」の「第10節 平和と戦争」の「五 大東亜戦争」に、「原爆」の項目はあるものの、E地に「黒い雨」が降ったとの記載は見当たらないので、E地に黒い雨が降ったことを確認することはできない。

そうすると、本件局長通知が定める、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料」等を基に、E地における審査請求人の自宅周辺に黒い雨が降ったことを確認することはできないといわざるを得ない。

(3) 審査請求人は、自宅の外に出て様子を見ていたら、ポツポツと黒い雨が降って来て、驚いて自宅に飛び込んだ旨主張し、これに沿う申述書を提出するほか、本件交付申請の審査の際にも処分庁に対して同旨の説明をしているが(被爆者健康手帳(黒い雨)の交付申請に係る聴取票)、当時一緒にいたとする者の名前は挙げていない。審査請求人が被爆者健康手帳交付申請書において当時自宅で同居していた家族として挙げている祖母及び弟については、

これらの者が被爆者健康手帳を交付された者はいない（被爆者健康手帳交付申請書）ので、これらの者についての被爆者健康手帳の交付に係る資料により審査請求人が黒い雨に遭ったことを確認することはできないし、祖母は昭和26年に、弟は令和5年に死亡したというのであって（被爆者健康手帳交付申請書）、これらの者が当時の状況を直接説明した資料は存在しない。審査請求人は、自身の子であるU作成の証明書を提出しているが、その記載は、「父より聞いた、被爆当時の話は次の通りです。」（後略）とするもので、その内容は審査請求人から伝聞したものにはすぎない。また、処分庁が審査請求人の弟と同級生であったVから聴取した内容も、審査請求人の当時の家庭状況を説明したものにはすぎず、黒い雨が降った事実についての言及はない（「Xの被爆者健康手帳交付申請について」（受付番号：f）と題する書面、関係人聞取調査表）。したがって、これらをもって審査請求人が黒い雨に遭ったことを確認するに足りるものということとはできない。

審査請求人が提出したこのほかの資料をみても、審査請求人がE地で黒い雨に遭ったことを的確に裏付けるといえるものには見当たらない。

そうすると、上記（2）に述べたような事情の下で、なお、審査請求人の供述に係る資料を基に、審査請求人が黒い雨に遭ったことを確認することには、困難を伴うというべきである。

（4）上記（2）及び（3）で検討したところによると、審査請求人が被爆者援護法1条3号に規定する被爆者に該当すると認めることはできない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美